

湯浦中学校部活動育成後援会規約

芦北町立湯浦中学校

第1条 名称及び事務局

本会は湯浦中学校部活動育成後援会と称し、事務局を湯浦中学校に置く。

第2条 目的

本会は学校教育である部活動が円滑に行われるための育成及び後援活動を目的とする。

第3条 事業

- (1) 学校教育目標達成のための計画運営に関する事項の審議。
- (2) 日常の練習や競技会・発表会などへの参加協力。
- (3) その他、本会目的達成のための事業。

第4条 会員

本会は、湯浦中学校部活動生徒の保護者及びこれに賛同するものをもって組織する。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

会長、1名 副会長、若干名
事務担当者、1名

第6条 役員の任務

- (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

第7条 役員の選出

- (1) 会長はPTA副会長が、副会長はPTA会長が兼任する。
- (2) 会長・副会長は総会において承認し、事務及び会計はPTA会計と学校職員に委嘱する。(H24、4改正)

第8条 役員の任期

役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。また、役員に欠員が生じた場合の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 顧問

本会に総会の承認を得て顧問を置くことができる。
顧問は運営について会長の諮問に応ずる。

第10条 会議

- (1) 定期総会は新年度に開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- (2) 役員会は、会長・副会長及び顧問をもって構成し、会の運営事項を協議する。
- (3) その他、会長は必要に応じて各部後援会長を召集し、後援会長会を開くことができる。

第11条 各部後援会

部活動の各部に「部後援会」を置くことができる。その構成運営は次のとおりとする。

- (1) 部後援会に部後援会長・副会長を置く。
- (2) 部後援会活動は部活動担当教師と連絡を取り合い、話し合いのもとで行う。

附則

毎週、職員会議と校内研修のある日はノー部活デーとする。(平成29年1月より施行)